



『期間限定』 水洗便所等改造奨励金グループ申請制度について

複数の人がグループとなって下水道へ接続する場合に奨励金を交付します。
下水道への接続を促進するための期間限定(今年度まで)の制度です。

対象者 (次のすべてに該当する方)

- 排水設備の設置義務者であること
- くみ取りトイレまたは尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する方(新築は対象外)
- 官公署、会社及びその他の法人でないこと
- 市税、公共下水道受益者負担金及び分担金、並びに上下水道料金の滞納がないこと
- 現行の奨励金制度(早期接続奨励金)を申請しないこと

支給額

グループの人数によって奨励金の額を設定します。

グループ全体の工事件数	支給額(1件につき)
2~4件	2万円
5~7件	4万円
8件以上	6万円

申請方法

「吉野川市下水道排水設備指定工事店」※に工事を依頼し、排水設備確認申請書とともに、水洗便所等改造奨励金交付申請書及び同時申請者名簿を提出してください。
ただし、グループのメンバー全員分を同時に提出してください。

申請後のメンバーの追加・変更はできません。

※ 宅内排水設備を下水道へ接続するための工事は「吉野川市下水道排水設備指定工事店」でなければ行うことができません。

指定工事店については市ホームページで確認いただくか、市下水道課まで問い合わせください。

支給にあたっての基本条件

- グループ全員が工事を完了し(工期厳守)、市が行う検査が終わっていること
- 排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認められること

◎申し込み受付期間(令和3年度分): 令和3年4月1日(木)~令和3年12月末日まで
(工事を令和4年2月末までに完了できるもの)

◎申し込みから振込みまでの流れ

★申請者(グループ全員分)

(指定工事店に依頼)

